

[事案 2021-301] 年金割増支払請求

・令和4年7月29日 和解成立

<事案の概要>

募集人の説明どおりの年金年額の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成6年12月に契約した生存保障保険について、以下の理由により、10年保証期間付終身年金として、年金年額約50万円での支払いを求める。

- (1)設計書の欄外に、10年保証期間付終身年金に移行した場合の年金年額の最低保証額が約50万円であるとの記載がある。
- (2)募集人は、設計書を用いて年金年額の最低保証額が約50万円であると口頭で説明し、保管していた設計書にも当該個所にマーカーが引かれているため、最低保証されていると思っていた。
- (3)「ご契約のしおり・約款」は、契約時に初めて交付されるので契約前に内容を検討できない。したがって、約款は加入するかどうかの判断材料にはなりえず、募集人の口頭での説明と説明資料によって判断せざるをえなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)設計書の記載はあくまで例示であり、年金年額に最低保証があるとの記載はない。
- (2)パンフレットで、「必ずお受け取りになれる基本保険金額」とされている金額は、生存保険金額であり年金年額ではない。また、例示されている運用実績等について、確定的なものではないことも記載されている。
- (3)「ご契約のしおり・約款」に基本保険金額が最低保証される旨の記載はあるものの、年金年額の計算については最低保証額の記載はなく、パンフレットにも、年金年額の最低保証額の記載はないうえ、年金年額は約束できるものではないとの記載がある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本契約の年金年額が約50万円であることは認められないものの、以下の理由により、和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)契約者にとって重要な関心事である年金年額について、募集人が説明に用いた書面は分かりにくいものであり、積極的に口頭で補完する必要があったと考えられるが、募集人が誤解させないような説明を十分に行ったかどうか疑問が残る。